ロ）長崎

料金の合計額は、次表の額とする。

なお、次表に掲げる各適用区間は、④ロに定める区間をいう。

適用区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
㈠に定める区間	6,150円	7,050円
㈡に定める区間	8,550円	11,250円
㈢に定める区間	10,200円	13,650円
㈣に定める区間	7,800円	9,000円
㈤に定める区間	11,700円	13,950円
㈥に定める区間	4,050円	4,050円
㈦に定める区間	6,450円	8,250円
㈧に定める区間	8,100円	10,650円
㈨に定める区間	7,950円	9,450円
㈩に定める区間	10,350円	13,650円
⑴に定める区間	12,000円	16,050円
⑵に定める区間	5,550円	7,050円
⑶に定める区間	2,400円	4,200円
⑷に定める区間	4,050円	6,600円

㈡　本割引の対象となる通行のうちロの利用可能額を超える累計部分

割引率は50パーセントとする。

ロ　利用可能額

イ㈠に掲げる表の額の２倍の額とする。

③　実施する期間

イ　令和８年４月１日から令和８年４月30日まで

ロ　令和８年５月１日から令和８年５月31日まで

ハ　令和８年６月１日から令和８年６月30日まで

ニ　令和８年７月１日から令和８年７月31日まで

ホ　令和８年８月１日から令和８年８月31日まで

ヘ　令和８年９月１日から令和８年９月30日まで

ト　令和８年10月１日から令和８年10月31日まで

チ　令和８年11月１日から令和８年11月30日まで

リ　令和８年12月１日から令和８年12月31日まで

ヌ　令和９年１月１日から令和９年１月31日まで

ル　令和９年２月１日から令和９年２月28日まで

ヲ　令和９年３月１日から令和９年３月31日まで

④　適用区間

イ　香川

㈠　四国横断自動車道阿南四万十線の白鳥大内インターチェンジから高松中央インターチェンジまでの区間

㈡　四国横断自動車道阿南四万十線の白鳥大内インターチェンジから高松檀紙インターチェンジまでの区間

㈢　四国横断自動車道阿南四万十線の白鳥大内インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間

㈣　四国横断自動車道阿南四万十線の白鳥大内インターチェンジから善通寺インターチェンジまでの区間

㈤　四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジから高松檀紙インターチェンジまでの区間

㈥　四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間

㈦　四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジから善通寺インターチェンジまでの区間

㈧　四国横断自動車道阿南四万十線の高松西インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間

㈨　四国横断自動車道阿南四万十線の高松西インターチェンジから善通寺インターチェンジまでの区間

㈩　四国横断自動車道阿南四万十線の坂出インターチェンジから善通寺インターチェンジまでの区間

ロ　長崎

⑴　九州横断自動車道長崎大分線の長崎インターチェンジから長崎多良見インターチェンジまでの区間

⑵　九州横断自動車道長崎大分線の長崎インターチェンジから長崎多良見インターチェンジまでの区間及び長崎バイパスのＡ区間

⑶　九州横断自動車道長崎大分線の長崎インターチェンジから長崎多良見インターチェンジまでの区間及び長崎バイパスの全区間

⑷　九州横断自動車道長崎大分線の長崎インターチェンジから諫早インターチェンジまでの区間

⑸　九州横断自動車道長崎大分線の長崎インターチェンジから大村インターチェンジまでの区間

⑹　九州横断自動車道長崎大分線の長崎多良見インターチェンジから諫早インターチェンジまでの区間

⑺　九州横断自動車道長崎大分線の長崎多良見インターチェンジから諫早インターチェンジまでの区間及び長崎バイパスのＡ区間